（本號い面）　（郵便報知新聞社認可）　明治二十八年十二月二十七日　第四千四百七十四號　定價金二錢五厘

時事新報

明治廿八年十二月廿七日金曜日
舊暦乙未十一月十二日（戊申）
日入午後四時五十一分　出午後四時三十三分
月出午後零時四十二分　入午前二時二十二分
潮汐　干潮　午前零時　午後二時四十分
（西暦一千八百九十五年）　三百六十一日目
干支　三百九十四日目

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號評細なる商況物價の報告あり

年末年始の廣告

本年は戰勝後經濟界大繁昌の際に芽出度新年を迎ふる事として歳末歳首の時事新報に廣告の申込非常に多く悉皆の申込に應ずる能はざるの嘆あり就ては廣告申込の期日を左の通り相定め此期限後の申込には應ずる能はざる場合あるべき事を謹め茲に公告仕置候

本三十一日の紙上に掲ぐる廣告
來月一日の紙上に掲ぐる廣告
同　二日の紙上に掲ぐる廣告
明治二十八年十二月

申込期日
本日迄
三十日迄

時事新報社

時事新報

三菱社の美舉

今度郵船會社にて歐洲航路に使用の爲め新に製造する船舶は郵合六隻何れも噸數七千五百噸長さ四百五十尺一隻の價凡そ七十萬圓の勘算にして社員重役の一行が英國に到着の上、同處にて注文する筈なれども六隻の中一隻は長崎なる三菱の造船所にて特に製造を引受け噸數容積を始めとして一切の構造外國製とす分遠はざるは勿論、代價の如きも必ず同領にて出來の約束なりと云ふ從來日本にて造船の數は少なからざれども七千噸以上の大船を造るは今回始めてにして三菱の造船所は私立の中にて國内第一の規模を具ふるにも拘らず其製造に付ては百事不如意を感じ一切の材料を外國より買入れ又技師職工の如きも或る部分は外國人を雇入れて着手する始末にして事の難儀は容易ならず斯くて外國同樣の代價を以て同樣のものを造るには實際に凡十萬圓内外の損は免れざる勘定なりと云ふ斯る製造を引受けて到に合はざるは分切たるみとなるに然るに敢て事に當たるは如何なる次第なりやと云ふに自から損失を覺悟して工事の經驗を積み以て造船業の發達を謀るの目的に外ならず目下我國は艦隊擴張の時節到來して船舶の需用甚だ盛なれども造船業は尚ほ不慣にして時としては修繕さへも國内にて意の如くならざるの場合少なからず遠慮千萬の次第なれども其發達には實地の經驗を積むみと必要にして經驗の爲めには自から損失を冒さゞるを得ず三菱社は今度の製造に自から經驗の苦を嘗めて斯業の發達を謀り次第に經驗を積むに從ひ水準に到達を大にして遂には一萬噸以上の軍艦をも製し得る程の大仕掛と爲す遠大の目的にて拙は眼前の損失を覺悟の上、自から進みて引受けたるものなりと云ふ世間に大金業の志あるものは少なからずと雖も眼前に莫大の損失を冒して永遠の大成を期するは株式會社なるに於ては之れ有るまじ三菱の如き有力者にして始めて能くす可きのみ我輩平生の論に富豪大家を國の爲めに必要なりと認めたる其趣意も凡そ是種の大事業に當りて大資本の力を借らんが爲めにして大に國家に關係したるに外ならず從來事に當るものなきは遺憾の次第なりしに幸に三菱社今度の計畫出恰も我意の意を得たるものにして近頃の美舉として大に稱賛せざるを得ず三菱の如きは眞に大家の本分を忘れざるものと云ふ可きなり

官報

○詔勅

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十二月二十八日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

明治二十八年十二月二十五日

内閣總理大臣　侯爵伊藤博文
澤宰大臣　侯爵西郷從道
陸軍大臣　侯爵大山巌
農商務大臣　子爵榎本武揚
大蔵大臣　子爵渡邊國武
司法大臣　芳川顯正
外務大臣臨時代理　侯爵西園寺公望
文部大臣　侯爵西園寺公望
交部大臣　侯爵西園寺公望
内務大臣　子爵野村靖
逓信大臣　白根專一

○勅令

朕徒弟學校ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十二月二十五日　文部大臣　侯爵西園寺公望

勅令第百六十六號

徒弟學校ハ明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三十八條ニ依ルノ外府縣令(府制ヲ施行セサル郡ヲ除ク)ニ於テモ之ヲ設置スルコトヲ得前項徒弟學校ノ設置廢止ハ其ノ府縣立ニ係ルモノハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ郡立ニ係ルモノハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

勅令第二百十五號小學校令(明治二十三年十月七日官報)抄錄

第三十六條　市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ高等小學校ヲ設置シ又ハ其區域ニシテ之ヲ設置シタル同氏に其適任の地位を與へたるは頗る可なり李道宰氏は温厚の士と稱す然れども頑固にして執拗なる却て一年前の魚氏に優るものありと此人にして學部大臣たる寧ろ不適任なるやも知るべからずと噂するもの多し李完用は開化者流を以て自から任ずるもの然れども氏が教育上に難多の事害を貽したるやは他日詳記するの機あるべし又魚允中氏の臨時軍相署理は其名の如く眞に臨時のことなるべく而してその後任者は趙義淵氏なるべしとの噂さ高し

李采淵氏米國公使館を出づ

李采淵氏は前回の王妃事件後米國公使館内に潛伏し居りしが氏は左まで罪むべき罪狀あるにもあらざれば會吉濱氏等よりは歸宅すべきに及ばずと時々申しつかはせしおもむきありしも氏は徒らに猜疑して尚ほ館内に居りしも果てしなければ遂に再昨夜に至り斷然米國公使館より出でゝ我領事館に來り内田領事に面して懇々己れの身軍を依賴し去れり友人某の宅に到り今に同所に宿し居ると云ふ

立興澤氏領事館に呼出さる

とのみにては定めて今回の暴動一件に關するみとならんと思はるれども去月二十八日の事變に關する廣島裁判の判決上必要の材料として現場の實況を調査するため當時その場に居合せたりと云ふ全員をその場に呼し居る米國公使館より呼出手後我領事館は呼出し内田領事補々來館ある所ありしなり領事は彼のセラヤイ及び鄭雲瑞氏等も他日領事館の召喚を受くるやも知るべからずとの噂あり

雜報

○京城特報

京城十二月十二日　前田生報

内閣員の交迭

内閣が廟堂事件に關し猶然悟る所あり大斷を以て其責任を明かにし茲に外入干渉の口實を絶ち善後策の編成自から講けつゝありし際突然にも先月二十八日の陰謀事件起り内閣は内閣員及び親衛兵の一致と來たし外侮偶なる干渉を蒙るみとなきに至り茲に内閣の基礎をして堅固ならしめたるみと勿怪の幸ひなれ此の機に際し内閣は速に施政の方針を一定し着々革新事業に向つて歩武を進め前日の素志を貫徹するみとの最も急務なるみとを知り更に閣員をして其人を得、其任に適せしめんとの主意より本日更に左の小更迭を行ひたり

任學部大臣（敍勅任官一等）　軍部大臣從二品　李道宰
命臨時署理軍部大臣事務　度支部大臣　魚允中
任特命全權公使（敍勅任官二等）　學部大臣從一品　徐光範
命駐劄美國　特命全權公使　徐光範
任中樞院一等議官（敍勅任官二等）　特命全權公使從一品　閔泳煥

右の交迭は果して其當を得たるものなりや否やは遽に判知し難しと雖も徐光範氏は年來の素志を貫徹し得て恐悦の方ならん而して韓廷に在りても突飛論者として外人就中米人輩輩として持て餘ましたる同氏に其適任の地位を與へたるは頗る可なり李道宰氏は温厚の士と稱す然れども頑固にして執拗なる却て一年前の魚氏に優るものありと此人にして學部大臣たる寧ろ不適任なるやも知るべからずと噂するもの多し李完用は開化者流を以て自から任ずるもの然れども氏が教育上に難多の事害を貽したるやは他日詳記するの機あるべし又魚允中氏の臨時軍相署理は其名の如く眞に臨時のことなるべく而してその後任者は趙義淵氏なるべしとの噂さ高し

李采淵氏米國公使館を出づ

李采淵氏は前回の王妃事件後米國公使館内に潛伏し居りしが氏は左まで罪むべき罪狀あるにもあらざれば會吉濱氏等よりは歸宅すべきに及ばずと時々申しつかはせしおもむきありしも氏は徒らに猜疑して尚ほ館内に居りしも果てしなければ遂に再昨夜に至り斷然米國公使館より出でゝ我領事館に來り内田領事に面して懇々己れの身軍を依賴し去れり友人某の宅に到り今に同所に宿し居ると云ふ

立興澤氏領事館に呼出さる

とのみにては定めて今回の暴動一件に關するみとならんと思はるれども去月二十八日の事變に關する廣島裁判の判決上必要の材料として現場の實況を調査するため當時その場に居合せたりと云ふ全員をその場に呼し居る米國公使館より呼出手後我領事館は呼出し内田領事補々來館ある所ありしなり領事は彼のセラヤイ及び鄭雲瑞氏等も他日領事館の召喚を受くるやも知るべからずとの噂あり

○敍任

任海軍機關大監（敍高等官七等）
任海軍少佐
任海軍大尉（敍高等官七等）
任海軍大尉（敍高等官七等）
任海軍大尉（敍高等官七等）